

## 福岡県国土利用計画審議会（第13期第1回）会議録

### 1. 日 時

平成24年2月14日（火）14：00～15：15

### 2. 場 所

県庁行政棟 特1会議室

### 3. 出 席 者

別添資料のとおり

### 4. 議事要旨

- 開 会
- 議 題

#### （1）会長の選出について

（村上委員を会長として選出）

#### （2）平成23年度福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

（事務局から、資料1及び資料2により、制度概要及び計画図の変更（案）について説明）

会長：最初にご説明いただいたとおり、本審議会では、この変更案に対して意見を述べることができるとされているので、意見を述べるべきか、いかなる意見を述べるべきかについて、審議していただくことになる。何かご質問、ご意見はないか。

委員：整理番号2の糸島地域について、図面で見る限りは、農地の中核的な地域であるようと思うが、これは糸島地域の農業、土地利用団体との調整の結果、このようになったということだが、大丈夫か。大型（農業）団地の中の変更という感じがするが。

事務局：現在、農林水産省の農政局との協議を行っている段階で、問題ないという形で進捗している。

委員：それはわかるが、糸島の地域の方々との協議は大丈夫なのか。農地法上8年は転用が制限される大型開発事業等には絡んでいないか。

事務局：そういった問題は、クリアできていると認識している。

委員：変更について、良い悪いを言っているのではなく、大丈夫なのかとの意見を言っている。

委員：糸島地区には、瑞梅寺川や雷山川があって、改修工事を行っている。いま、非常に予測不可能な降雨がある。それで、引き堤であるとか、堤防を嵩上げするとか、そういう工事を、洪水に向けて行うと莫大な費用がかかる。それで、休耕田を含め、ここは、一番洪水の出やすいところで、山から、勾配が大きいところから、ここへ降りるとフラットなので、なかなか水が引かないということがあって、この辺り、糸島地区は、かえって農業地域のままにしておいて、雨が降ったら、ここを調整池のように使って、そして、補償しようと。そういう方向の河川改修もあるはず。そこを、都市に一段階下ろして、都市化することができるような土地利用の方に、いったん下ろしておいて、それから、住宅地化、都市化をやっていこうとすると、こここの洪水対策というのが、もうひとつ（費用が）かかるてくる。なので、この地域は、非常に、糸島ブランドとして、豊かな農業地域であり、福岡市の近郊でもあるし、米だけでなく、い

いろいろな作物もある。そうすると、洪水の時だけに、何かあれば補償しましょう、というスタイルの河川改修があるときに、ここをそんなに都市化しなければいけないんだろうかと思う。例えば、いろいろな割り振りをするときに、都市と農業があれば農業を優先しようとか、優良農地であれば扱わないようにしようとか、基準が書いてあったように思うが、もつと言えば、ここは非常に肥沃な土地であるとか、ここは農業に適さない土地であるとかいうことがあって、例えば都市化するという基準は理解できる。ところが、いまここは非常に肥沃な土地だと私は認識している。嵩上げしたり、輪中のようにしたりするとどんどんお金がかかるので、いざというときには、ここは調整池、水だめにして、補償をしましょうと、そういう農業のあり方、というか、共生の仕方をやりましょうと一方でしておいて、そこを都市化しなければいけないんだろうかという気はする。

- 事務局 : いまおっしゃっているのが、このエリアなのかどうかわからないが、基本的に土地利用に関しては、市町村が地域の合意を踏まえて、ここを都市的な土地利用にする必要があるということで、肥沃な土地とか、いろいろな条件はあるかもしれないが、そこは全て調整した上で、地域の合意として市町村が上げてきているので、先ほどおっしゃられた、農業の投資がいつ行われたとか、そういった分野については全てクリアできるという状況の下で、地域で、ここは都市的利用に持っていこうという合意ができる、調整がされた上で、上がってきているので、いまおっしゃっているような内容は、この土地に関しては、地域の合意もできているし、地域の判断としてやむを得ないということで、上がってきている。
- 委員 : ということは、もう決まっていると。ここで審議する必要はないと。
- 事務局 : もちろん審議をしていただくのは結構であるが、前提として、そういう経過で上がってきているということはご認識いただきたいということ。あえて、ここはどうしてもおかしいと言われるのであれば、おかしいという理由がはっきりしないと、この変更案を認めないとという理由にはならないので。
- 会長 : これは都市計画区域の変更であるが、都市計画法に基づいて手続きが進んでおり、いまのご説明では、地元のご意見も踏まえているし、水害の配慮もされているということか。
- 事務局 : 水害の方は、ここでは区画整理事業を行う計画を立てており、雨水については調整池を経て、河川に放流するという計画で考えられている。
- 委員 : 調整池はどういうところに造られるのか。
- 事務局 : 区画整理事業で住宅団地を造るので、当然、雨水排除の調整池を造って、これを経て、河川に放流する。
- 会長 : 本審議会の役割は、こういう地域区分の変更があるので、それに対して意見を述べるべきかどうかを議論することであり、決定自体を行う場ではない。そこで、いまのご説明で皆さん納得されたのであれば意見なし、あくまで気になるということであれば意見を述べることになる。いま出された疑問は、一つには、住民の意見をちゃんと聞いているかという点、もう一つは、水害対策にはどう配慮されているのかという点である。委員の皆さん賛成されるのであれば、これらの点について意見を述べることはできる。
- 委員 : 防災の問題が絡んだので、説明したいが、ここに溜め池があり、溜め池の設置場所が少し高くなっていて、必ずしも平地だけではないと思うが、排水その他は、この池も利用してなされると思う。整理番号2については、水がめとしてというか、調整池としての役割はあまり期待できないのではないかと思う。むしろもっと北側の糸島低地帯であれば、そういう役割を担うことができる。

- 会長： ここはそれほど低い土地ではないと。
- 委員： 低い土地もあるが、全部が全部低いわけではなく、多少の微高地があって、その微高地の端の遊水部分を利用して調整池が造られる。その機能をうまく保全するようすれば特に問題はないと考える。
- 会長： 水害については問題はないのではないかという意見であるが、整理番号2について、もし他に何かあれば。
- 委員： 私は糸島に住んでいるが、糸島市の人口はいま伸びているのか。横ばいのような気がして、福岡市への交通利便性向上に伴い増加する転入人口に対応する、とあるが、人口の増加はそんなないように考えているが、どのような予測のもとで、人口増加との見込みを立てられているのか。
- 事務局： 糸島市の人口は、最近の国勢調査でも、増えていると思う。その要因は、九大の学研都市とかいうことで、流入人口が非常に増えていると、そういうことは言えるのではないかと思う。
- 委員： 学研都市は福岡市西区では。
- 事務局： 糸島市も一部かかっている。
- 委員： そうでなければよいのだが、私も糸島市の国土利用計画審議会の会長をしていたもので、そのときの糸島市の判断が、そんなに人口は伸びないということを、市役所の担当者から伺ったような気がしたので、本当に人口が増えていくのかという懸念があったのだが。
- 事務局： 当然これは、糸島市が計画でこう変えたいと、その変える理由として、人口が増えてくると予測をしているという話なので。
- 委員： 糸島市の自己矛盾を感じる。
- 会長： 区画整理事業は糸島市の施行なのか。
- 事務局： 区画整理組合で施行するという形になる。
- 会長： 整理番号2については、先ほどの疑問は解消されたということでおろしいか。それでは、整理番号1について。
- 委員： 1に関しては、埋立地であるが、ここは、以前、私も調査委員であったが、北九州市の調査で活断層調査を行って、この部分に抜けてくる福智山断層のちょうど出口、北側の場所であるが、この場所で、構造物として、そういう配慮をしつつ、されるのなら良いと思うが、防災の立場から言うと、港湾というのが多少脆弱なもので、懸念しているのだが。
- 会長： 活断層の上にあるということか。
- 委員： ほぼ真上。埋立てのちょうど屈曲した部分に当たる。考慮されて、建物について、あるいは護岸について、改良されているということであれば、問題ないと思うが。
- 会長： これは、埋立免許など出ているのか。
- 事務局： 平成9年に免許が出ていて、竣工は平成24年10月の予定である。
- 会長： 先ほどの活断層の調査はいつ頃の話であるか。
- 委員： 調査は平成8年で、計画は並行して進んだかもしれない。今後の配慮があればよいのだが。
- 事務局： その辺りは、いま確認ができないので、改めて状況を確認して。いま、ご意見は、そういう場所であるので、上に構造物を建てる場合は配慮をすべきだということであると思うので。
- 事務局： それは、北九州市の方に伝えたい。
- 会長： それは審議会の正式な意見として伝えるということか、それとも事実上の意見として伝えるということか。

- 事務局：もちろんこれまで、この場で出てきた意見は、当然必要のある部分については、各関係部局に伝えているので、それは審議会の意見としてではなく、事実上の意見としてということで伝えてきている。
- 会長：いまの点については、配慮されているのであれば問題ないのかもしれないが、もし十分配慮されていないと、これは危険もあるし、問題があるように思われる。方法としては、この審議会の正式な意見として、十分な配慮を求めるというのがひとつできるであろうし、いま、ご示唆があったように、審議会の意見として正式に出すのではなくて、事実上の意見として、こういう懸念が審議会で示されたということを、北九州市の方に伝達していただくという処理も可能かと思うが、何かご意見があれば。
- 委員：これを策定することに反対しているわけではない。コメントとして、防災上の見地から言うと、そういう懸念のある場所だということを申し上げただけ。
- 会長：そういうコメントを、正式の意見として述べるのか、事実上の意見を伝えるにとどめるかであるが、この点についてはいかがか。
- 委員：審議会でこういう意見があったということにとどめる方がよいと思う。埋立てができて、都市計画区域が拡大するわけで、現実には、何らかの形で、こういう話があったということを知らせるのが一番重要である。
- 会長：委員のお話では、北九州市で調査をしたということで、当然知っているはずであるし、事実上の意見として北九州市に伝えていただくということで、よろしいか。
- 委員：コメントだけ伝えていただければ。
- 会長：では、そのようにしていただくということで、それ以外、整理番号3以降は、ご意見をいただいているが、何かあれば。  
こちらから確認であるが、整理番号4以降は、森林地域を外すということで、ご説明にあったとおり、現況がすでに森林ではなくなっていて、それを実態に合わせるということで、その点に関しては、森林法に基づく開発許可が出ているという理解でよろしいか。その段階で、開発の必要性、合理性については審査されているということでおよろしいか。
- 事務局：それは、森林審議会で審議がされているということである。
- 委員：整理番号3について、これは、現在都市地域と言いつつ、ほとんど都市地域の状態ではない。要するに、変更前は都市地域になっているものを、今後は農業振興の拠点とすることを目指すと書いてあるが、そうすると、今まで、いくらかある、このハウスのようなものが、拠点になってくると、農業振興地域になると、そういう状況になったときに、いま、農業排水が大きな問題になっていて、そうすると、この地域の河川の利用形態がどうなっているかわからないが、その環境基準が守られるような方法というのは考えられているのか。
- 事務局：こここの機能を拡充した後の排水問題が、という話であるか。
- 委員：こここの川の利用形態が、ほとんど河口に近いので、取水等はないと思うが。農業地域に変更した場合、農業排水がどのようになるのかわからないし、河川の利用状況に応じて定めた基準がどうなっているかわからないが、この地域が農業振興の拠点になるとなってくると、排水が、何らかの処理がなされるだろうが、いまの状況での河川の利用形態が、下流に何かがあるとか、取水をしているとか、いうことはあるのか。
- 事務局：確かに、機能拡充と書いているが、現在すでに育苗施設は建っている。その機能を強化するという形で、特段、ここを栽培する拠点にするとか、そういった形の利用は考えていないで、いまの苗の生産施設の機械化、高度化を進めるであるとか、そういった利用の仕方を考えているのであって、これ以上の排水等、そういった予定はないと思われる。

- 会長：現状で農業をしていると。
- 事務局：農業というよりは、苗を生産したり、そういった機能を拡充しようということ。
- 会長：ここは市街化調整区域なのか。
- 事務局：その他の都市計画区域である。
- 会長：写真を見ても、あまり家は建っていないようなところで、現実に農業用施設となっている。廃棄物とかそういったものは、そちらの法律で規制があると思われるし、確かに拠点ということで、どんどん施設が増えると、そういった問題がまた生じてくるかもしれないが。
- 委員：農地として使っているわけではないと、農業用施設であると。
- 事務局：農業用施設として使っている。
- 会長：農業的土地区域というのは、こういう、種苗工場のような感じであるが、そういったものも入るのか。
- 事務局：入る。
- 委員：それを農用地に入れたいというのは、国の補助を得るためと。
- 事務局：補助制度の話になると思うが、農業振興地域の農用地区域でないと、補助の対象とならない、といった事情もあるので、今後、機能を拡充する上で、農用地区域に指定した方が有利であるという判断もあるかと思う。
- 会長：整理番号3についてはよろしいか。それでは、それ以外について何か。
- 会長：特にご意見がないということであれば、さきほどは様々なご意見があつたが、特に正式の意見として述べるまでもない、事実上の意見として、関係機関に伝えればよろしいのではないかというご意見であったように思う。したがって、今日の審議会の結論としては、今回の変更案については異議がない、案のとおりで適当である、ということで答申いたしたいと思うが、よろしいか。  
それでは、異議がないので、この変更案については、案のとおり決定することが適當であるという旨を知事に答申したいと思う。

(3) その他

(特になし)

○ 閉 会